

環境省施策体系及び目標体系

: 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 5 廃棄物・リサイクル対策

- 5 - (1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置

循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行し、循環型社会の形成を推進する。

下位目標

循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成するとともに、政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書）を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。

- 5 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法（ ）の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。
（ 各法律の正式名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載 ）

下位目標

各種リサイクル法の円滑な施行を図る。

- 5 - (3) 一般廃棄物対策（排出抑制・再生利用・適正処理等）

一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

下位目標

平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、一般廃棄物の排出量を約 5%削減、リサイクル率を約 11%から 24%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。

下位目標

一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年末において 51g-TEQ / 年以下とする。

下位目標

廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設、最終処分場等の整備を促進し、地域ごとに必要となる施設を継続的に確保するとともに、市町村に対する支援を通じて生活環境の保全を図る。

- 5 - (4) 産業廃棄物対策（排出抑制・再生利用・適正処理等）

産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

下位目標

平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を 12% に抑制、リサイクル率を 41% から 47% に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。

下位目標

産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年度末において 50g-TEQ / 年以下とする。

下位目標

平成 28 年 7 月までにポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を完了する。

- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等

廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。

下位目標

産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成 11 年度に対し、平成 22 年度においておおむね半分に削減し、平成 16 年度から 5 年以内に、5000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を 0 にする。

下位目標

廃棄物等の適正な輸出入を確保するとともに、化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。

- 5 - (6) 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進

環境保全上効果的である浄化槽の整備の推進により、人口散在地域における効率的な生活排水対策を推進する。

下位目標

浄化槽の整備促進により、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。